

対象外業種

保証対象外業種等	摘 要
農 業	次の業種を除く。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 製造加工設備を有するものに限る。
林 業	次の業種を除く。 ・素材生産業及び素材生産サービス業 ・製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩 猟 業	全 業 種
漁 業	全 業 種
水 産 養 殖 業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金 融 業、 保 険 業	一部金融業（詳細はこちら）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。
卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの	風営営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
飲 食 業 の う ち 右 に 該 当 す る も の	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
サ ー ビ ス 業 の う ち 右 に 該 当 す る も の	取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学 校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体（NPO法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合）	